

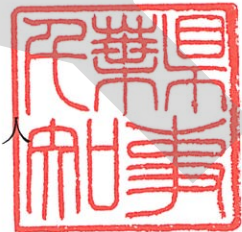
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩手県大船渡市日頃市町字中板用45番地8

氏 名 開発運輸 株式会社
代表取締役 川原 一也

第14条第1項
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和5年6月18日

許可の有効年月日 令和10年6月17日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃プラスチック類、オ 紙くず、カ 木くず、キ 繊維くず、ク 動植物性残さ、ケ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、コ ばいじん（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年6月18日	新規許可
令和5年6月18日	更新許可
令和5年7月3日	変更届（役員変更）
令和7年7月1日	変更届（代表者変更, 役員変更）
令和8年5月11日	変更許可（1品目の追加）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。